

(議事録)

賃金室長補佐

ただ今から、令和5年度第1回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。会長選出までの間、事務局で進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、合計14名。よって委員の3分の2以上出席という最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを報告いたします。

使用者代表の藤本委員は、交通機関の遅延があり、もうすぐ到着される予定です。

つぎに、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により、議事及び議事録は原則公開とされています。あらかじめ傍聴希望者を募りましたところ、現在4名の方が審議を傍聴しておられます。

本日の議題については、お手元の次第のとおり、

- ・会長等の選出
- ・埼玉県最低賃金改正決定についての諮問
- ・その他

となっております。

それでは開会にあたり埼玉労働局長久知良俊二よりご挨拶を申し上げます。

埼玉労働局長

埼玉労働局長久知良です。埼玉地方最低賃金審議会委員の皆様におかれましては、日頃より、労働行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

第56期委員の任期は令和6年度末までの2年間となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今般、6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、新時代にふさわしい経済社会の創造に向けて、『「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の実現の鍵を握るのは賃上げである』とされています。そのため、地方における最低賃金改正審議への注目はますます高まっているところです。ご承知のとおり、埼玉では毎年全会一致の答申をいただいているという、全国に例のない状況が続いております。

特に、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症による経済社会の混乱やウクライナ問題、消費者物価の高騰など、次々に新たな課題が発生し、審議会委員の皆様には大変精力的に審議を行っていただきました。

このような中であるからこそ、「全会一致」は、非常に意義あるものと考えております。全会一致の結審は、そのこと自体が最低賃金に重みと納得性を与え、遵守への意識も高めるものです。

本日は、後ほど、埼玉県最低賃金の改正決定について諮問をさせていただくこととしておりますが、委員の皆様には、真摯な議論を十分尽くしていただきますよう、切にお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長補佐

続いて、第 56 期委員の皆様をご紹介します。

初めに、公益委員からご紹介いたします。小寺委員です。福田委員です。土屋委員です。鈴木委員です。野崎委員です。

次に、労働者側代表委員を、ご着席の順にご紹介いたします。二階堂委員です。柿沼委員です。近藤委員です。根岸委員です。海老原委員です。

続いて、使用者側代表委員をご着席の順にご紹介いたします。廣澤委員です。嶋田委員です。石井委員です。須藤委員です。藤本委員です。

配布資料は、一覧の通り、資料 1 から 11 までです。不足するものがありませんでしたら、事務局へお声掛けください。

賃金室長補佐

議題 1 は、「会長及び会長代理の選出」です。事務局よりご説明いたします。

賃金室長

会長については、最低賃金法第 24 条第 2 項において「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」と規定されています。この会議に先立って公益委員の皆様でご協議をいただいたところ、会長には土屋委員が推薦されました。

会長代理については、最低賃金法第 24 条第 4 項により、「会長に事故があるときは、あらかじめ第 2 項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する」とされており、公益委員の皆様でご協議いただいたところ、会長代理には福田委員が推薦されました。

労働者代表委員、使用者代表委員の皆様、ご異論ありませんでしょうか。

(異議なし)

室長補佐

会長に土屋委員、会長代理に福田委員が選出されました。それでは、土屋会長からご挨拶をお願いします。

土屋会長

ただいま会長に選出いただいた土屋です。第 55 期に、前任の会長の後を引き継いで、1 年間会長を務めました。皆様のご協力により何とか職責を全うすることができました。今年も簡単な審議にはならないと思いますので、引き続き皆様のご助力が必要です。どうぞよろしくお願いいたします。

室長補佐 それではここからの進行は会長にお願いします。

土屋会長 それでは議事を進めます。議題2は「埼玉県最低賃金の改正決定に関する諮問について」です。埼玉労働局長から諮問を受けます。
(諮問文手交)

土屋会長 事務局から諮問文を読み上げてください。

賃金室長 埼労発基 0705 第1号 令和5年7月5日 埼玉地方最低賃金審議会会長 土屋 直樹 殿。埼玉労働局長 久知良 俊二。最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づく、埼玉県最低賃金(昭和55年埼玉労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2023(同日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議を求める。

賃金室長補佐 誠に申し訳ございませんが、所用のため局長はこれで退席させていただきます。

労働局長 皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

土屋会長 ただいま埼玉労働局長から埼玉県最低賃金の改正決定について調査審議を求められました。それでは配布資料について事務局から説明してください。

室長 配付資料は、No.1からNo.11まであります。番号順に説明いたします。

No.1は、第56期の委員名簿、No.2は埼玉地方最低賃金審議会運営規程と小委員会運営規程です。

資料No.3は埼玉県主要経済指標です。

資料No.4は令和5年度春闘の、機関別の賃上げの集計状況をまとめたものです。

連合の集計から見ていきますと、令和5年、全体では3.66%で、前年同時期の2.09%から1.57ポイント上昇、300人未満の事業所では3.36%で、前年同時期の1.97%から1.39%から1.39ポイントの上昇、経団連の集計によると、令和5年が500人以上の事業所で3.91%、昨年同時期の2.35%から1.56ポイントの上昇、500人未満の事業所では2.94%、昨年同時期の1.97%から0.9ポイント7の上昇、厚生労働省によると、令和4年は2.20%で、令和3年の1.86%から0.34ポ

イントの上昇となっております。

資料No.5は埼玉労働局が発表した埼玉労働市場ニュース、ハローワークにおける求人・求職の状況です。

No.6は、「日本労働組合総連合会 埼玉県連合会」から提出された、特定最低賃金の改正に関わる意向表明です。5つの特定最低賃金について本年3月10日付けで改正の意向表明がなされており、今後正式な申出がなされる見込みです。

No.7が特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数で、先ほどの意向表明の5業種の県内の適用労働者数を示したものです。正式な申出が行われた場合、改正に関する申出の要件である、協定適用労働者が県内就労の適用労働者の3分の1を超えていることが必要になります。

No.8が、埼玉りそな産業経済振興財団が5月18日に発表した、賃上げ状況に関する県内企業へのアンケート調査結果です。大見出しの下には、「賃上げを実施するとした企業は81.1%と前年調査の72.1%から9.0ポイントと大きく増加した。賃上げを実施するとした企業の賃上げ率は3.1%とこれまでと比べ大きく上昇し、調査開始以来最高となった。」とあります。

No.9は、資料No.8の内容を、過去2年分のデータとともにまとめたものです。

No.10は、6月30日に行われた第66回中央最低賃金審議会の資料です。この中の資料No.3（4枚目）が、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に宛てた、最低賃金額改定の目安について調査審議を求める諮問文です。続く資料No.4が、令和5年6月16日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」の抜粋です。この資料の3ページ目の下の方、下線がついている部分の（7）のところに、最低賃金に関する部分があり、『最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。』

また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。』とされています。資料No.5は、資料No.4と同じく令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」の抜粋です。この3ページ目の中ほどより少し上の下線がついているところに、先ほどと同様、『最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すラン

ク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。』とされております。

N o . 1 1 は、同じく6月30日に行われた第1回目安に関する小委員会の資料です。この中の資料N o . 1 が主要統計資料です。各種統計結果を全国と都道府県に分けて表示しており、都道府県別のデータは、この資料の33ページ目以降にあります。資料N o . 2 と3は、先程の中央最低賃金審議会の資料と同じものが添付されています。

資料N o . 4 は、「足元の経済状況等に関する補足資料」で、これの15ページから20ページにかけて「消費者物価指数の動向」が表示されています。資料N o . 5 は、目安小委員会の今後の予定の案でございます。

参考資料N o . 1 は厚生労働省が委託事業として行った「最低賃金に関する調査研究等事業」の報告書の概要です。

簡単ではありますが、資料の説明は以上でございます。

土屋会長

委員の皆さん、ここまでで質問等ございますか。
はい、柿沼委員。

柿沼委員

次回審議の際で結構ですので、中央の目安小委員会で全国のランク分けが4つから3つに変更された理由がわかる資料を用意してください。

賃金室長

承知いたしました。

土屋会長

他に、よろしいですか。

では、その他の議題について、事務局から説明してください。

賃金室長

今後の手続き等について説明いたします。

本日、労働局長より諮問をいたしましたので、最低賃金法第25条第2項の規定に基づいて、埼玉地方最低賃金審議会に専門部会を設置します。専門部会の労働者委員及び使用者委員の任命は、最低賃金審議会令第6条第4項の規定において、関係者に対して候補者の推薦を求めなければならないとされています。これに基づき、本日、候補者推薦に関する公示を行います。推薦締切日は令和5年7月20日(木)といたします。

次に、関係労使からの意見聴取について、説明いたします。最低賃金法第25条第5項において、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について都道府県労働局長の諮問を受けた場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と規定されています。

そして、その意見聴取の手続きに関しては、最低賃金法施行規則第

特にないようですので、今日の議事録確認について、公益委員は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員にお願いします。

柿沼委員 はい。

廣澤委員 はい。

土屋会長 それでは議題はすべて終了しました。これで本日の審議会は閉会とします。

— 了 —